

5類感染症への移行後の学校における対応のポイント

令和5年4月28日
教育委員会

1 平時から求められる感染症対策

下線部は本県独自の表現

(1) 児童生徒等の健康観察	<ul style="list-style-type: none">・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう呼び掛ける・児童生徒等の健康状態の把握は重要だが、体温を毎日チェックさせ、学校に提出させる取組は不要
(2) 換気の確保	<ul style="list-style-type: none">・気候上可能な限り常時換気、困難な場合にはこまめ（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）に、2方向の窓を同時に開けて行うようにする（換気機能のないエアコンも換気は必要）・冬季も同様に換気を行うが、防寒目的の衣服の着用をするなど、室温低下による健康被害を防ぐ
(3) 手洗い等の手指衛生の指導	外から教室に入る時やトイレの後、給食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導
(4) 清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none">・清掃により清潔な空間を保ち、手洗いを徹底することが重要・清掃活動とは別に日常的な消毒活動を行うことは不要

※特別支援学校については、学校医、主治医の意見も参考に、各学校の状況に応じて対応

※マスクについては、平時においては着用を求めないことが基本

2 感染流行時等に一時的に検討することが考えられる感染症対策

(1) マスクの取扱い	感染流行時等には、教職員が着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられること（その場合にも、着用を強いることのないようにすること）
(2) 活動場面ごとの感染症対策 〔各教科等、学校行事等、部活動、給食、登下校 等〕	感染流行時等には、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、活動場面に応じて、一時的に以下の対策を講じること <ul style="list-style-type: none">・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える・児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保

※特別支援学校については、学校医、主治医の意見も参考に、各学校の状況に応じて対応

3 感染状況に応じて、機動的に講ずべき措置

(1) 出席停止	・感染が判明した児童生徒等に対しては、出席停止の措置を講じつつ、ICTの活用等により、学習の機会を確保するなど、学びの保障の観点に留意 ・合理的な理由で、感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、引き続き「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことを許容
(2) 臨時休業	臨時休業の範囲や条件を事前に明確にし、学びの保障の観点等に留意しつつ、必要な範囲・期間で機動的に対応すること